

霧島市条例第21号
平成29年3月31日

霧島市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市議会委員会条例の一部を改正する条例

霧島市議会委員会条例（平成17年霧島市条例第302号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務文教常任委員会」を「総務環境常任委員会」に改め、「企画部」の次に「、市民環境部」を加え、「、教育委員会」を削り、同項第2号中「環境福祉常任委員会」を「文教厚生常任委員会」に、「生活環境部及び保健福祉部」を「保健福祉部及び教育委員会」に改め、同項第3号中「水道部」を「上下水道部」に改める。

第3条第1項第1号中「総務文教常任委員会」を「総務環境常任委員会」に、「環境福祉常任委員会」を「文教厚生常任委員会」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、総務文教常任委員に在任する者は総務環境常任委員に、環境福祉常任委員に在任する者は文教厚生常任委員にそれぞれ選任されたものとみなす。